

第7号議案資料

令和8年2月2日
人 事 部

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

1 改正理由

令和8年度における児童・生徒数の増減、学校の新設及び廃止、学級数の変更等により学校職員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

学校職員定数の改正(条例第2条第1項)

(単位:人)

学校種別	令和8年度 定数	令和7年度 定数	増△減	内訳
小学校	35,241	35,222	19	児童数(新設・廃止含む。)等△100 小学校教科担任制の推進 119
中学校	16,643	16,357	286	生徒数(新設・廃止含む)等 87 35人学級の推進(中1) 112 不登校対応巡回教員の拡大 32 チャレンジクラスの拡大 55
高等学校	10,603	10,599	4	生徒数(学年進行・学級増減)等△ 6 「新たな教育のスタイル」の実施校(仮称)開設準備室の設置 3 新たな受入環境充実校への改編 7
特別支援学校	6,894	6,725	169	児童・生徒数等 163 都立高校における障害のある生徒への支援体制の構築 6
計	69,381	68,903	478	

3 都議会に付議する時期

令和8年第一回東京都議会定例会

4 施行期日

令和8年4月1日

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条 (定数) (現行のとおり)	第一条 (定数) (略)
第二条 (現行のとおり)	第二条 (略)
一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 三五、二四一人	一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 三五、二二二人
二 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。） 一六、六四三人	二 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。） 一六、三五七人
三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び東京都学校経営支援センターを含む。） 一〇、六〇三人	三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び東京都学校経営支援センターを含む。） 一〇、五九九人
四 特別支援学校	四 特別支援学校
合計 六九、三八一人	合計 六、七二五人
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
第三条 (現行のとおり)	第三条 (略)
	六八、九〇三人

第一号 議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年 月 日

提出者

東京都知事

小池百合子

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三五、二二二人」を「三五、二四一人」に改め、同表二の項中「一六、三五七人」を「一六、六四三人」に改め、同表三の項中「一〇、五九九人」を「一〇、六〇三人」に改め、同表四の項中「六、七二五人」を「六、八九四人」に改め、同表合計の項中「六八、九〇三人」を「六九、三八一人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

学校職員の定数を改める必要がある。